

認知症対応型サービス 取組事例集

平成21年3月

三重県健康福祉部長寿社会室

はじめに

平成18年4月の介護保険法の改正により、高齢者が要介護状態となつても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」が創設されました。身近な市町で認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護などのサービスが提供されてきています。

このような中、認知症対応型サービスの内容や、各事業所での取組事例を収集し、広く情報を提供することを目的として「認知症対応型サービス取組事例集」を作成しました。

この事例集を事業者、行政関係者、また地域の住民の方々にご覧いただき、サービスの内容や各事業所の取組を知っていただきたいと思います。

事例については、各市町認知症対策担当課等を通じ、また県のホームページにおいて広く募集しました。取組事例をお寄せいただいた事業所の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成21年3月

三重県健康福祉部長寿社会室長

※事例の収録にあたっては、事業所の表現のスタイルを尊重し、原則として原稿に改変を加えることは行なっておりません。このため、標記に不統一の部分があります。

※各事業所の基本情報は、平成20年4月1日現在のものです。

※本事例集の内容は、三重県のホームページにも掲載しております。

目次

○地域密着型サービスとは 1

○認知症対応型共同生活介護

桑名市

- ・グループホームくわなの宿 3
- ・グループホーム寿楽の家 5
- ・グループホームすずらん 7
- ・グループホームながしま 9
- ・グループホームひかりの里 11

いなべ市

- ・グループホームいなべ 13

東員町

- ・グループホームなでしこの家 15

四日市市

- ・色えんぴつのグループホーム 17
- ・四郷グループホーム 19

菰野町

- ・グループホームどりーむ 21

鈴鹿市

- ・色えんぴつのグループホーム鈴鹿 23
- ・グループホーム白子マリン 25
- ・グループホーム太陽の家 27
- ・グループホーム陽だまり長屋鈴鹿 29

津市

- ・グループホームあのう 31
- ・グループホーム安東苑 33
- ・グループホーム潮風 35
- ・グループホームとのむら 37
- ・グループホーム渚園 39
- ・グループホーム萩の家 41
- ・グループホームフルハウス 43
- ・グループホームレモンの里 45
- ・しおりの里グループホーム 47

松阪市

- ・グループホーム嘉祥苑 49
- ・グループホームカトレア 51

明和町	
・グループホームゆう	53
志摩市	
・グループホーム真珠荘	55
・大王地域密着ケアセンターシルバーケア豊壽園	57
・浜島地域密着ケアセンターシルバーケア豊壽園	59
大紀町	
・なでしこ大紀	61
名張市	
・グループホームグリーントピア名張	63
尾鷲市	
・グループホームしあわせ	65
・グループホームわらべ	67

○小規模多機能型居宅介護

津市	
・美杉小規模多機能型居宅介護施設シルバーケア豊壽園	69
松阪市	
・小規模多機能型居宅介護さくらテラス	71
明和町	
・明和太陽の家小規模多機能型居宅介護事業所	73
志摩市	
・阿児地域密着型ケアセンターシルバーケア豊壽園	75
・大王地域密着型ケアセンターシルバーケア豊壽園	77
・浜島地域密着型ケアセンターシルバーケア豊壽園	79

○認知症対応型通所介護

四日市市	
・四日市医療生活協働組合デイサービスいくわ	81
鈴鹿市	
・デイハウス沙羅	83
亀山市	
・亀山在宅介護サービスセンター	85
津市	
・津橋北橋デイサービスセンター「サポート」	87
松阪市	
・認知症デイサービスさくらテラス	89

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、原則として市町の住民のみが利用できるサービスで、市町が指定・指導監督の権限を持っています。

○認知症対応型共同生活介護

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

○小規模多機能型居宅介護

①居宅で、またはサービスの拠点への②通所や③短期間宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活を営むことができるようになります。登録された利用者（定員25人以下）を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援します。

○認知症対応型通所介護

認知症（急性を除く）の利用者が、出来るだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通ってもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行なうことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

運営形態は、社会福祉施設等に併設されていない「単独型」、社会福祉施設等の併設事業所で行なわれる「併設型」、認知症対応型共同生活介護事業所の居間または食堂、地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設の食堂または共同生活室で、これらの事業所・施設の利用者とともに行なわれている「共用型」があります。